

川越市のごみ処理施設における放射能濃度等測定結果に関する基準値

(平成 27 年 11 月時点)

種 別	基 準 値	根 拠
焼 却 灰 (溶融)飛灰 溶融スラグ 溶融不適物	8,000Bq/kg 以下	特措法 <sup>*1</sup> 施行規則第 14 条
排 ガ ス	$\frac{\text{セシウム 134 の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{20(\text{Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{30(\text{Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$	特措法 <sup>*1</sup> 施行規則第 33 条第 1 号 イ(1)
放 流 水 地 下 水	$\frac{\text{セシウム 134 の濃度(Bq/l)}}{60(\text{Bq/l)}} + \frac{\text{セシウム 137 の濃度(Bq/l)}}{90(\text{Bq/l)}} \leq 1$	特措法 <sup>*1</sup> 施行規則第 33 条第 1 号 ロ(1)
放 射 線 量	0.23 $\mu$ Sv/h 未満	「追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方」 <sup>*2</sup> (環境省)

※1 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年 8 月 30 日法律第 110 号)

※2 放射線量が 1 時間当たり 0.23  $\mu$  Sv の場における、年間の追加被ばく放射線量は 1mSv にあたる。

○0.23  $\mu$  Sv の内訳

- ・自然界(大地)からの放射線量: 0.04  $\mu$  Sv
- ・原子力発電所の事故による追加被ばく放射線量: 0.19  $\mu$  Sv

○1 日のうち屋外に 8 時間、屋内(遮へい効果(0.4 倍)のある木造家屋)に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定

- ・1 時間当たり 0.19  $\mu$  Sv  $\times$  (8 時間 + 0.4 $\times$ 16 時間)  $\times$  365 日 = 年間 1mSv

(単位の読み方…… Bq: ベクレル  $\mu$  Sv: マイクロシーベルト mSv: ミリシーベルト)